

選挙に関する情報



次に選挙が行われるのはいつなんやろ？

国会議員の任期満了日等

(令和5(2023)年12月31日現在)

国会	衆議院議員		議員定数(うち 大阪府)
	任期満了日	令和 7年10月30日	小選挙区 289(19) 比例区 176(近畿28)
国会	参議院議員		議員定数(うち 大阪府)
	任期満了日	令和 7年 7月28日 令和10年 7月25日	選挙区 148(8) 比例区 100(全国100) ※3年ごとに2分の1ずつ改選

大阪府議会議員・大阪府知事の任期満了日

大阪府	府議会議員		知事	
	任期満了日	令和 9年 4月29日	任期満了日	令和 9年 4月 8日

みんなが住んでいる市町村の長や議員の任期はいつまでだろう？
任期が終わる日は、大阪府選挙管理委員会のホームページで調べてみよう。
[URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/yotei/index.html>]



インターネットでの選挙運動が解禁されたけど満18歳未満の人は選挙運動ができないよ！

- × 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込み
- × 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿
- × 他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広める(リツイート、シェアなど)
- × 送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送(※満18歳以上の人もできません)



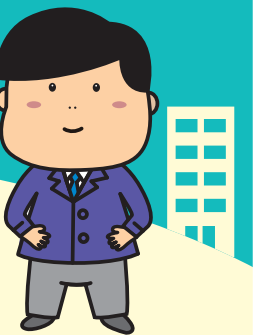
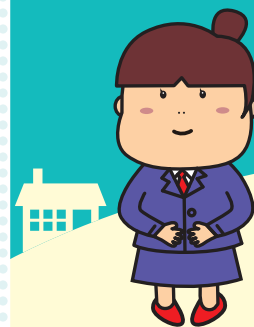
総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

発行：大阪府選挙管理委員会 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (TEL)06-6944-9118 (FAX)06-6944-3548

発行日：令和6(2024)年3月

私たちのくらしと選挙



令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品

大阪府審査 最優秀



おおさか しりつ ほくりょうちゅうがっこう ねん
大阪府立北稜中学校2年
かわしま りの
川島 梨乃さんの作品

大阪府審査 入選



おおさか しりつ みやこじまちゅうがっこう ねん
大阪府立都島中学校3年
おおまえ ななみ
大前 ななみさんの作品



とよなか しりつ だいきゅうちゅうがっこう ねん
豊中市立第九中学校2年
みよし こうすけ
三好 康介さんの作品

大阪府選挙管理委員会では、毎年、明るく、楽しい選挙啓発ポスターを募集しています。令和5(2023)年度は、大阪府内で約5,700点の応募がありました。みなさんも、描いてみませんか？(学校名・学年は応募時点のものです。)

5,700点も応募があったんや。それにしても上手やな。



選挙のめいすいくん

(©2014 大阪府もずやん)

〈もくじ〉

政治の主役は私たち	1	投票しやすくする仕組みあれこれ	6
選挙の基本原則	2	開票・当選	7
選挙制度	3	寄附禁止	8
選挙の流れ	4	選挙は今	9
選挙運動	4	選挙に関する情報	11
投票	5		

大阪府選挙管理委員会

政治の主役は私たち

今の生活で不便や不満に思っていること、こんな場所があったら…。今よりもっと住みやすく、今よりもっと安心して、今よりもっと楽しく、毎日を送るために、どうしたらいいんやろ。



私たちの生活は、道路、福祉、教育、医療など、すべて政治と深く関わっています。また、私たちは、誰もが安心して、楽しく生活をしたいと考えています。その思いを実現するためには、みんなで話し合うことが必要です。

でも、いろいろな考え方を持った人たちが全員で集まって、話し合うことは大変難しいことです。

そこで、現在は、私たちが選挙で選んだ代表によって政治が進められています。

良い代表が選ばれるかどうかは、私たち国民の意思によって決まります。

そのため、私たちは、常日頃から政治に関心を持ち、政治のあり方を最終的に決める力（主権）をもった国民であるという自覚をもって、選挙に積極的に参加し、代表としてふさわしい人を選ばなければなりません。

また、代表を選んだあとも、政治が私たちの期待どおりに行われているかどうか、私たちの意見が十分に反映されているかどうかを絶えず監視し続けることが必要です。

国民主権

政治に参加するために国民に保障された権利(参政権)

選挙権と被選挙権

国民投票

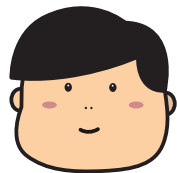
住民投票

直接請求権

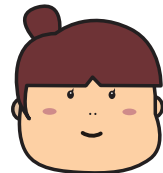
最高裁判所裁判官の国民審査

私たちの生活に直接かわりのある地方自治では、住民の意思がより反映されるよう、条例の制定や改廃、議会の解散などについて直接請求権が認められているんだ。

ある地方公共団体にだけ適用される特別法をつくるには、住民投票でその地域の住民の過半数の同意が必要なんだって。



政治に参加する方法は色々あるけど、中でも重要なのが選挙に参加することなんだよ。



選挙の基本原則

選挙は僕たちの意思を政治に反映させるための大切な制度。僕たちに代わって、僕たちのために政治を行う「代表」を選ぶために、どんな原則があるんやろか。



普通選挙

納税額や性別などにより選挙権に差別を設けることなく、一定の年齢(満18歳)に達すると、全ての国民に選挙権が与えられる

秘密投票

誰がどの候補者・政党に投票したかわからないように、投票の秘密が守られる

平等選挙

性別や社会的身分などで差別されことなく、平等に一人一票の選挙権がある

直接選挙

有権者が代表者を直接選ぶ

このほか、誰にも干渉されず、自分の判断で自由に投票することができる「自由選挙の原則」というものもあります。

選挙権は初めから全ての国民に認められていたわけではないんだよ。



制限選挙(男子)

明治22年(1889年)



25歳以上の男子
(直接国税15円以上)
(全人口の約1.1%)

明治33年(1900年)



25歳以上の男子
(直接国税10円以上)
(全人口の約2.2%)

大正8年(1919年)



25歳以上の男子
(直接国税3円以上)
(全人口の約5.4%)

男子普通選挙

大正14年(1925年)



25歳以上の男子
(納税要件なし)
(全人口の約20.1%)

完全普通選挙

昭和20年(1945年)



20歳以上の男女
(全人口の約51.2%)

平成27年(2015年)



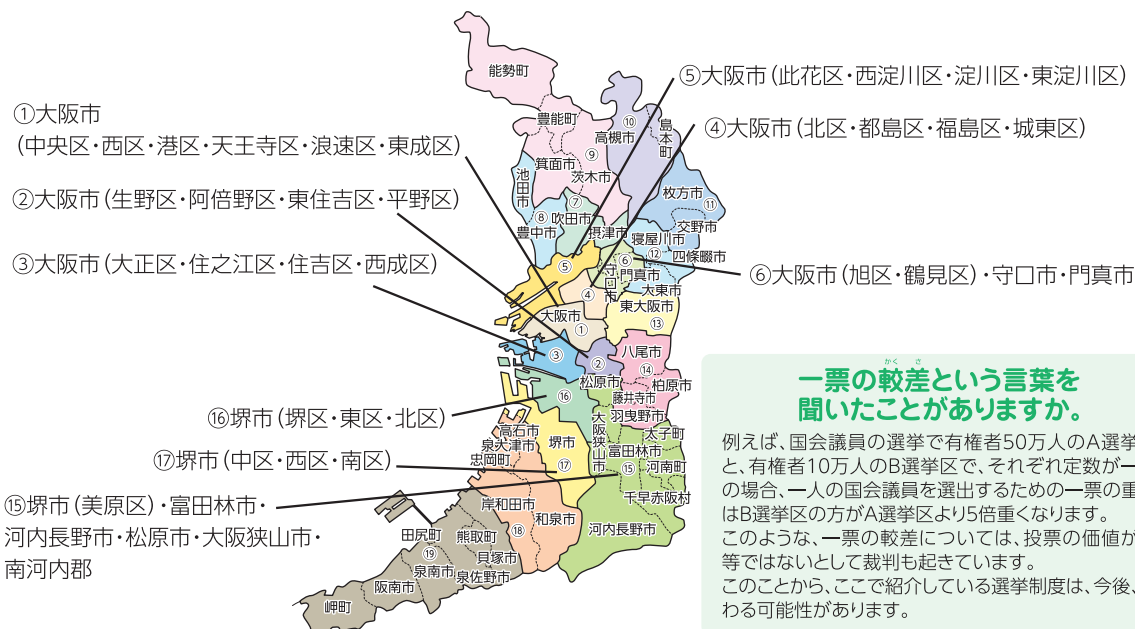
18歳以上の男女
(全人口の約84.5%)

選挙制度

※令和5(2023)年12月31日時点の制度です。

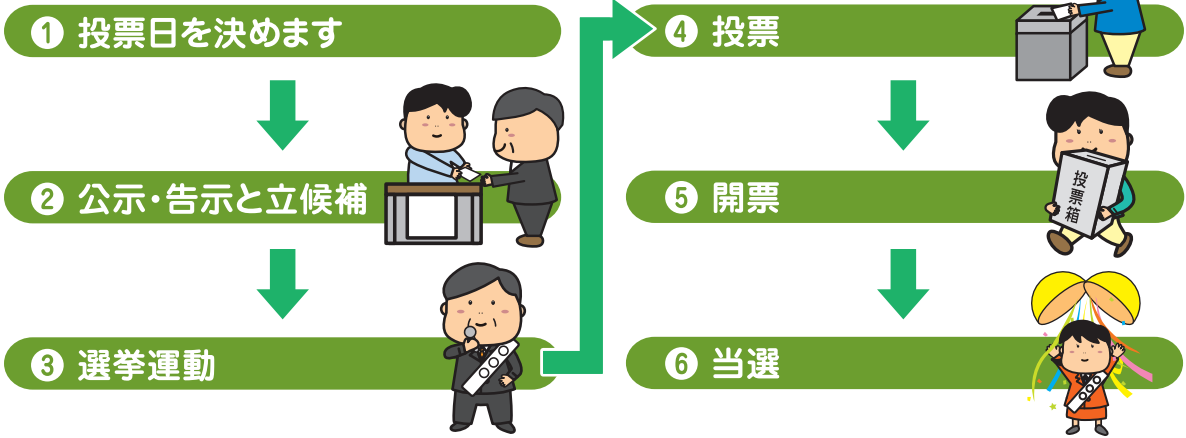
選挙の種類	選挙区数	定数	被選挙権 年齢・住所要件	任期	選び方	
国の選挙	衆議院議員選挙 小選挙区選出	289 (大阪府では19)	289 (大阪府では19)	満25歳以上 住所要件なし	4年 (解散あり)	候補者一人を選び投票します。 全国289の選挙区から一人ずつ議員を選出します。
	衆議院議員選挙 比例代表選出	11 (大阪府は近畿ブロック)	176 (近畿ブロックでは28)			政党等に投票します。<政党等の得票数に応じて、あらかじめ政党等の名簿に載った候補者が名簿順に当選します。全国11ブロックの選挙区からブロックごとに議員を選出します。>
	参議院議員選挙	選挙区選出	45 (大阪府では8)	満30歳以上 住所要件なし	6年 (3年ごとに半数改選)	候補者一人を選び投票します。 都道府県などを単位とする選挙区から議員を選出します。
		参議院議員選挙 比例代表選出	1			100
地方の選挙	府知事選挙	1	1	満30歳以上 住所要件なし	4年	候補者一人を選び投票します。 最も多く得票した人が当選します。
	府議会議員選挙	53	79	満25歳以上 府内市町村に引き続き3か月以上住んでいること	4年 (解散あり)	候補者一人を選び投票します。 府内53の選挙区から選挙区ごとに議員を選出します。
	市町村長選挙	1	1	満25歳以上 住所要件なし	4年	候補者一人を選び投票します。 最も多く得票した人が当選します。
	市町村議会議員選挙	1 (大阪府は24 堺市は7)	7~81 (府内市町村)	満25歳以上 その市町村に引き続き3か月以上住んでいること	4年 (解散あり)	候補者一人を選び投票します。 得票数の多い順に当選者を選びます。ただし、大阪市と堺市は行政区を選挙区として、選挙区ごとに議員を選出します。

衆議院議員選挙の選挙区(小選挙区・大阪府)



一票の較差という言葉が聞いたことがありますか。
 例えば、国会議員の選挙で有権者50万人のA選挙区と、有権者10万人のB選挙区で、それぞれ定数が一人の場合、一人の国会議員を選出するための一票の重みはB選挙区の方がA選挙区より5倍重くなります。このような、一票の較差については、投票の価値が平等ではないとして裁判も起きています。このことから、ここで紹介している選挙制度は、今後、変わる可能性があります。

選挙の流れ



選挙運動

選挙運動ができる期間は？ 立候補の届出日から投票日の前日まで

禁止されている選挙運動は？

- × 法律で認められているもの以外のポスター・ビラ・看板などを掲示したり、配布したりすること。
- × 選挙運動を妨害したり、候補者や選挙人をおどしたりすること。
- × 有権者などに食べ物をおくをふるまったり贈ったりすること。
- × 満18歳未満の者が選挙運動をすること。(11ページも見てください。)



選挙クイズ ① ~えっ、立候補はタダじゃないの?~

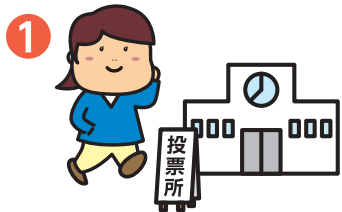
当選を争う意思のない人が無責任に立候補することを防ぐために、立候補する時は供託物としてお金などを預けないといけない制度があります。このお金などは、得票数が規定の数に達しなかった場合などは没収されてしまいます。さて、大阪府知事選挙に立候補する場合の供託の額はいくらでしょう？

- ① 50万円
- ② 240万円
- ③ 300万円

※選挙クイズの答えは、次の選挙クイズのコーナーにあるよ。

投票

投票所ではどんなふうに行われているんやろ。



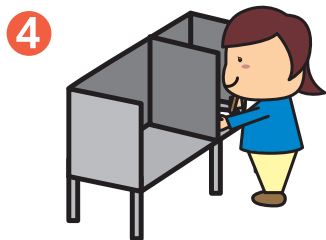
1 投票所入場券を持って投票所へ行きます。



2 投票所入場券を出して、選挙人名簿(※)に登録されている本人かどうかの確認を受けます。



3 投票用紙をもらいます。



4 決められた場所で候補者一人の名前を投票用紙に書き込みます。(選挙によっては、政党等の名称を書くこともあります。)



5 投票箱へ投票用紙を入れます。



※選挙人名簿とは？

選挙権のある人をあらかじめ登録しておき、投票のときに本人かどうかを確認するためのものです。二重投票などの不正を防ぐための制度です。

選挙人名簿に登録されるためには？

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上同じ市町村の住民基本台帳に登録されていなければなりません。

選挙クイズ ② ~早起きは三文の得?~

投票時間は午前7時から午後8時までですが、投票所に朝一番乗りした人にはしてもらおうことがあります。さて、何でしょう？

- ① 入場のときにテープカットをする ② 投票箱の中を見る ③ 投票用紙を数える

選挙クイズ①の答え：③

①は町村長、大阪市などの指定都市の議会の議員の選挙、②は指定都市の市長でした。大阪府知事選挙の場合は、得票数が有効投票総数の10分の1以上なければ、供託物は没収されます。

投票しやすくする仕組みあれこれ

投票日、どうしても仕事を休まれへん、家族旅行の計画がある…。こんなときには、やっぱり投票できへんの？



期日前投票

投票日までに市町村の選挙管理委員会が指定する場所で投票を済ませておく期日前投票という制度があります。

期日前投票のできる理由は？



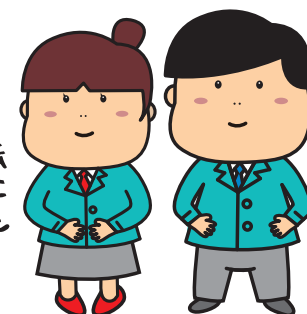
期日前投票のできる期間は？

選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで(土・日・祝日を含む)

期日前投票のできる場所は？

市(区)役所・町村役場内などに設置される期日前投票所

投票方法にも色々決まりがあるんだね



不在者投票

入院先の病院や入所している老人ホーム、長期の出張など、住んでいる市区町村の投票所以外の場所などで投票する制度です。不在者投票は、候補者氏名などを記載した投票用紙を封筒に入れて提出します。

郵便等投票

重度の身体障がいなどにより歩くことが困難な人で、選挙管理委員会から証明を受けた人が、自宅で候補者氏名などを投票用紙に記載して、それを選挙管理委員会に郵送することで投票ができる制度です。

在外投票

仕事や留学などで外国に住んでいる有権者が、事前に手続きしておくことにより、外国にいながら投票できる制度です。投票できるのは、衆議院議員選挙と参議院議員選挙です。

開票・当選



投票時間が終わったら、どうやって当選が決まるんやろか。

- 1 不在者投票された投票用紙は、投票当日、いったん各投票所に運び、点検のうえ投票箱に入れます。
- 2 投票時間が終わったら、投票所の投票箱を開票所に運びます。
- 3 期日前投票の投票箱は、直接、開票所に運びます。
- 4 有効、無効の票に分け、票を数えます。



せっかくの一票が無効になることも

投票用紙には、候補者の氏名(選挙によっては政党等の名称)をはっきりと書かなくてはなりません。しかし、このことが守られず、無効となってしまう票があります。

無効の例を挙げると

- 1 メモ用紙に書いたもの
- 2 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- 3 氏名のほかに他の文言を書いたもの

その他、立候補していない人の氏名を書いたものや白紙の投票なども無効となります。せっかくの投票を無駄にしないために投票用紙には、候補者の氏名(選挙によっては政党等の名称)をはっきりと正確に書きましょう。



当選人

比例代表以外の選挙は、得票数の多い順に当選が決まります。比例代表の選挙は、ドント式とよばれる方法で決まりますが、衆議院と参議院では、方法が少し違います。

選挙クイズ ③

～残念!当選人が決まらない?～

選挙をした結果、得票数が同数でした。この場合どうやって当選人を決めるのでしょうか?

- 1 くじにより決めます
- 2 決選投票を行います
- 3 もう一度選挙を行います

選挙クイズ②の答え: ②

選挙を公正に行うために、最初に投票する選挙人に何も入っていないことの確認をしてもらいます。

衆議院の比例代表

選挙区(ブロック)ごとに各政党等の得票数に比例して、その当選人の数が決まります。

(例) A党の得票数が500万票、B党の得票数が200万票、C党の得票数が150万票で5人の当選を決める場合

3人当選	1人当選	1人当選
A党 500万票	B党 200万票	C党 150万票
500万÷1=500万 ①	200万÷1=200万 ③	150万÷1=150万 ⑤
500万÷2=250万 ②	200万÷2=100万	150万÷2= 75万
500万÷3=166万 ④	200万÷3= 66万	150万÷3= 50万
500万÷4=125万	200万÷4= 50万	150万÷4= 37万
500万÷5=100万	200万÷5= 40万	150万÷5= 30万

それぞれの政党等の得票数を1, 2, 3, 4, 5...と割っていきます。割った答のうち、大きなものから番号を付けていき、5番目までが当選人となります。政党等の当選する人数のなかで、あらかじめ提出した政党等の名簿の順番に当選人が決まります。

参議院の比例代表

政党等の得票数(政党等の比例代表候補者の得票数を含む。)に比例して、各政党等の当選人の数が決まります。

(例) A党の得票数(A党、a、b、c、dと記載された投票)が500万票、B党の得票数(B党、e、f、g、hと記載された投票)が200万票、C党の得票数(C党、i、jと記載された投票)が150万票で5人の当選を決める場合

3人当選	1人当選	1人当選
A党 500万票	B党 200万票	C党 150万票
優先的に当選人となるべき候補者 aさん 15万票 当選	eさん 70万票 当選	iさん 30万票 当選
優先的に当選人となるべき候補者 bさん 10万票 当選	fさん 60万票	jさん 20万票
cさん 200万票 当選	gさん 20万票	C党 100万票
dさん 55万票	hさん 10万票	
A党 220万票	B党 40万票	

※優先的に当選人となるべき候補者への投票数は政党等の得票数とみなす。

衆議院の比例代表と同じ方法で、得票数によりそれぞれの政党等の当選する人数を決めます。政党等の当選する人数のなかで、得票数の多い順に当選人が決まります。

なお、政党等の比例代表候補者の一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者があるときはその候補者から当選人が決まり、残りの当選人はその他の比例代表候補者からその得票数の多い順に決まります。

寄附禁止

政治家は有権者に寄附を「贈らない」
有権者は政治家に寄附を「求めない」
政治家から有権者への寄附は「受け取らない」

お金のからない、正しい選挙を実現するため、「三ない運動」をみんなですすめよう。



